

鍼灸・マッサージ療養費に係る支給申請書等の提出について

1 療養費支給申請書の提出

提出締切 毎月10日（締切日が土日祝休日のときは直前の平日）の午後5時必着

※消印有効ではありません。

提出方法 次の場所に郵送又は持参してください。ただし、期限に間に合わなかった場合は翌月分として受付けます。

提出先 〒600-8411

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCOON烏丸5階

京都府後期高齢者医療広域連合業務課

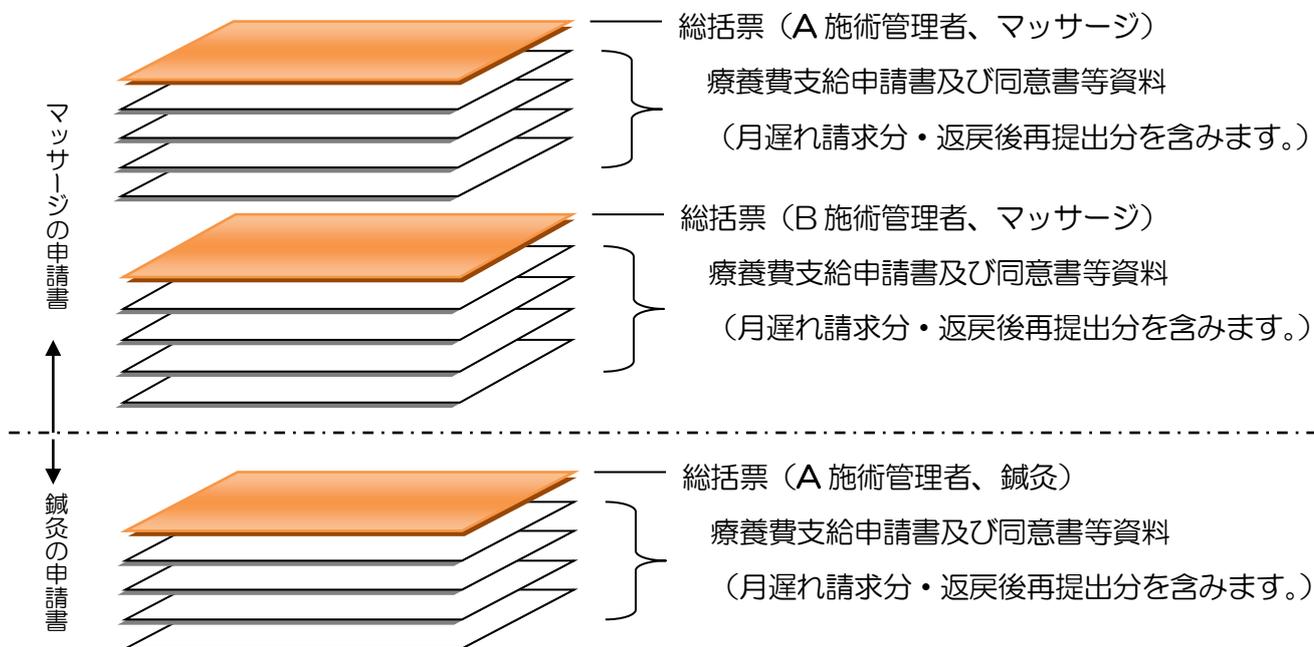
（受付時間：午前8時30分から午後5時まで）

2 申請に必要な書類

療養費支給申請書を提出するときは、施術管理者ごと、施術区分（鍼灸又はマッサージ）ごとにそれぞれ総括票を作成し、申請件数、金額等を記載してください。

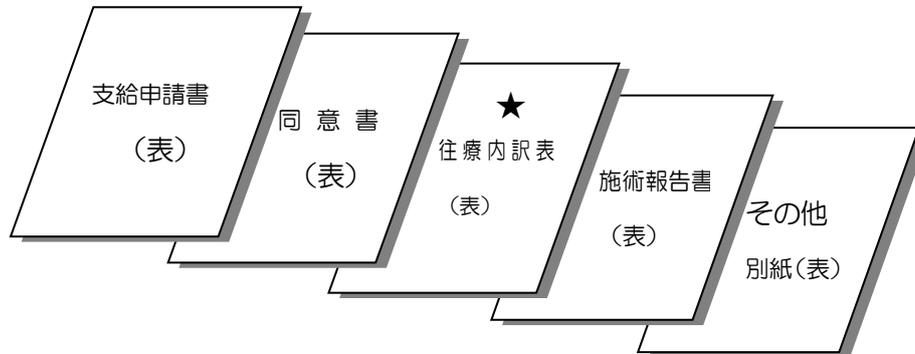
なお、総括票には月遅れ請求分や返戻後再請求分等も含めてください。

【編綴方法（例）】



3 申請書類の並べ方

糊付けせず表向きに重ねて提出してください。 ※ホチキス留めはお控えください。



★往療内訳表について

令和6年10月施術分以降 ⇒ **提出不要**

令和6年9月施術分まで ⇒ **提出必要**

4 療養費の支給に係る取扱いについて

国の通知等の取扱いを順守して施術を行い、料金を算定し、その1割、2割又は3割（1円未満の端数は切り上げ）の支払を被保険者から受け、適正に支給申請書を提出してください。不当・不正な請求があった場合は返還請求を行うとともに、受領委任の取扱いの中止、刑事告訴、実名を含む報道発表を行うことがあります。

5 令和6年10月施術分以降の制度改正について

令和6年10月施術分より鍼灸マッサージ療養費の制度が改正されています。詳しくは次頁をご覧ください。

次頁へ続く

10月施術分からあんまマッサージ及びはりきゅうの制度が改正されています

○往療料の見直し及び訪問施術料の創設

往療料を見直し、「定期的ないし計画的」な往療により施術を行う場合については、患者への訪問として区分整理したうえで、施術料と訪問に係る往療料を包括した訪問施術料を導入します。

※往療料は「突発的な事由」によって往療し施術した場合にのみ往療料と施術料として算定を行うように整理（1回につき2,300円で算定となり、4km超加算は廃止）。

あんま・マッサージ	1局所 1回につき	2局所 1回につき	3局所 1回につき	4局所 1回につき	5局所 1回につき
訪問施術料1	2,750円	3,200円	3,650円	4,100円	4,550円
訪問施術料2	1,600円	2,050円	2,500円	2,950円	3,400円
訪問施術料3（3～9人の場合）	910円	1,360円	1,810円	2,260円	2,710円
訪問施術料3（10人以上の場合）	600円	1,050円	1,500円	1,950円	2,400円

はり・きゅう	1術 1回につき	2術 1回につき
訪問施術料1	3,910円	4,070円
訪問施術料2	2,760円	2,920円
訪問施術料3（3～9人の場合）	2,070円	2,230円
訪問施術料3（10人以上の場合）	1,760円	1,920円

訪問施術料は、同一日に同一

建物で施術を行った患者数が

1人 の場合は「**訪問施術料1**」

2人 の場合は「**訪問施術料2**」

3人以上 の場合はその人数に応

じた「**訪問施術料3**」に区分されて

います。

○特別地域加算の創設

- 10月施術分から、離島や中山間地等の特別地域に居住する患者への施術は、1回につき250円が加算されます。

○療養費支給申請書の変更

- 制度改正に伴い、10月施術分から療養費支給申請書の様式も改正されています。
- 国が定めた様式（※）をご使用いただくか、当広域の用意した様式をご使用ください。
※国の様式を使用する場合、機関コード欄の記載のある様式と無い様式があるため、機関コード欄の記載のある様式をご使用ください。
- 10月施術分からは、往療内訳表は添付不要です。（9月施術分までは添付が必要です。）
- 10月施術分からは、新様式での療養費支給申請書の提出ではない場合、返戻となります。
（9月施術分までは、旧様式で提出いただく必要があります。）

○制度改正に係る通知等

- 制度改正に伴い、国から疑義解釈等の通知が発出されています。
- 下記 URL からご確認いただくか、右記のQRコードからご確認ください。

近畿厚生局 HP

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/judo/ahaki.html

